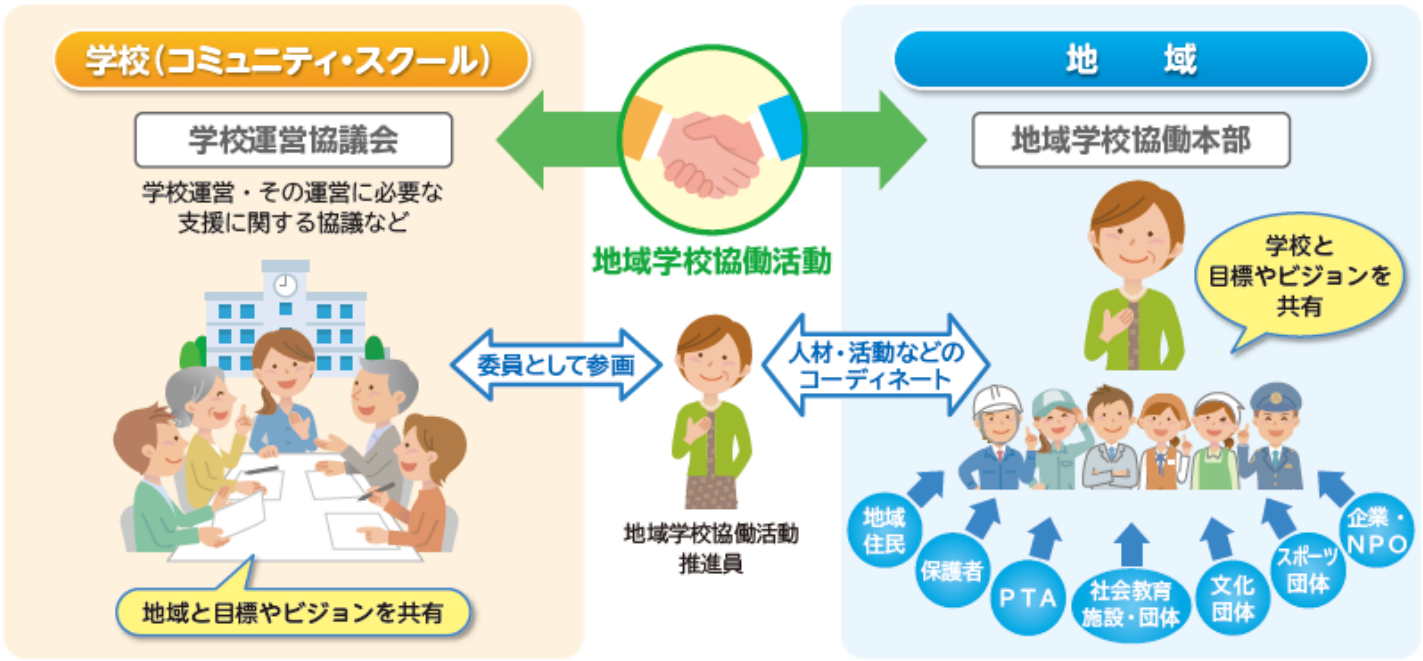
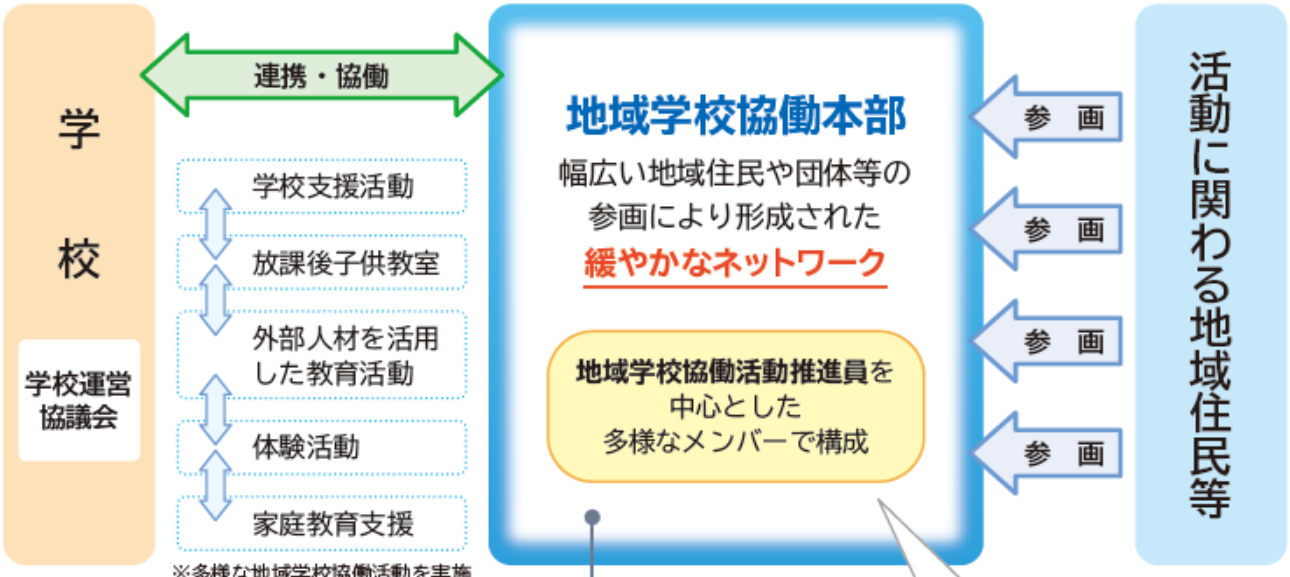


コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進めるためには、**まず関係者で目標やビジョンを共有することが重要で、学校運営協議会の協議や熟議(※)等がその役割を果たします。**その結果を踏まえ、幅広い地域住民等が参画することによって、**教育活動や地域学校協働活動の充実や活性化**につながります。

地域学校協働本部の整備

地域学校協働活動の推進に当たっては、「**地域学校協働本部**」を整備することが有効です。
教育委員会は、地域学校協働本部の整備について、積極的な支援を行うことが重要です。





本部の３つの要素

1. ❶ コーディネート機能
2. ❷ 多様な活動
3. ❸ 継続的な活動

地域学校協働本部の構成員（イメージ）

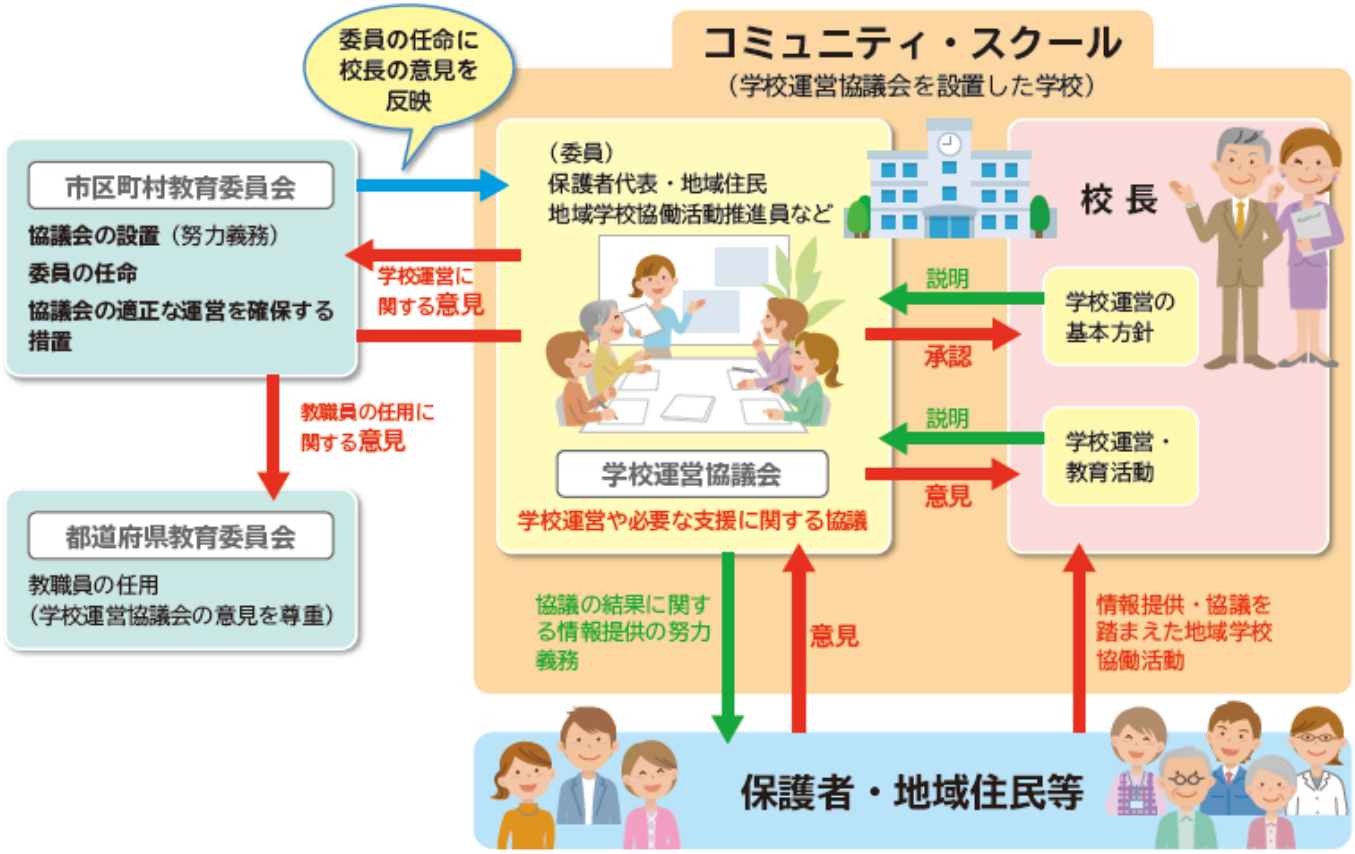
- 地域学校協働活動推進員・PTA役員
- 公民館長・自治会・商工会議所・青年団
- 婦人会・農業委員・民生委員
- 社会福祉協議会・まちづくり協議会
- 放課後児童クラブ担当者・大学等有識者
- ＮＰＯ代表　など

コミュニティ・スクール ＝ 学校運営協議会を設置した学校

学校運営協議会とは・・・

法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）の仕組み



学校運営協議会の主な3つの役割 （地教行法第47条の6）※令和2年4月～：第47条の5

❶校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
❷学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
❸教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる